

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月30日

嬉野市長 谷口 太一郎

1 事故の内容

市道永尾線において山林法面から崩落した転石による車両損傷事故

2 事故発生年月日

平成24年10月2日 午後5時30分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下野

市道永尾線

4 損害賠償額

192,000円

5 過失割合

80パーセント

6 損害賠償の相手方

[REDACTED]

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月19日

嬉野市長 谷口 太一郎

1 事故の内容

長崎県大村市田下町1682番地から南東方約600メートル先路上での接触事故

2 事故発生年月日

平成24年9月28日 午後2時30分頃

3 事故発生場所

長崎県大村市田下町1682番地から南東方約600メートル先路上

4 損害賠償額

111,000円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

長崎県大村市古町一丁目635番地1

山本 誠

議案第68号

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例について

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例を別紙のように制定する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 放課後児童クラブの利用者負担金を保護者から徴収するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の8の規定により市が実施する放課後児童健全育成事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、嬉野市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 負担金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯から2人以上の利用児童がいる場合における当該世帯の2人目以降の負担金の額は、利用児童1人につき負担金の半額とする。

(負担金の納入)

第3条 児童クラブを利用する児童の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）は、負担金を市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(負担金の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(負担金の還付)

第5条 既に納入された負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	期間	児童クラブを利用する児童 1人当たりの負担金の額
年間を通して児童クラブを利用する場合(年度の途中で入会し、又は退会した場合を含む。)	8月以外の月	月額2,000円
	8月	月額4,000円
学校の休業日の期間中に限り児童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	2,000円
	夏季休業日の期間	4,000円
	冬季休業日の期間	2,000円
	学年末休業日の期間	2,000円

備考

- 1 「学校の休業日」とは学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく教育委員会規則で定める学校の休業日をいい、「春季休業日」、「夏季休業日」、「冬季休業日」及び「学年末休業日」とはそれぞれ同条に基づく教育委員会規則で定める学校の休業日をいう。
- 2 負担金の額は、利用日数にかかわらず定額とし、月又は期間の途中で入会し、又は退会した場合も同様とする。

議案第69号

嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正する条例
(嬉野市防災会議条例の一部改正)

第1条 嬉野市防災会議条例（平成18年嬉野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

（2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（3） 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査し、及び審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（嬉野市災害対策本部条例の一部改正）

第2条 嬉野市災害対策本部条例（平成18年嬉野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成18年嬉野市条例第38号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、
条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「第109条第6項、第109条の2第5項又は第110条第5項」を「第109条第5項において準用する法第115条の2第2項」に改め、同条第4号中「法第109条第5項、第109条の2第5項又は第110条第5項」を「法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項」に改め、同条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者
- (6) 法第115条の2第2項の規定による参考人

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

議案第71号

嬉野市コミュニティーセンターライブの一部を改正する条例について

嬉野市コミュニティーセンターライブ（平成18年嬉野市条例第19号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市コミュニティーセンタ一条例の一部を改正する条例

嬉野市コミュニティーセンタ一条例（平成18年嬉野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 嬉野市コミュニティーセンター

位置 嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1

第3条の見出しを「（事業）」に改め、同条各号列記以外の部分中「業務」を「事業」に改め、同条第3号中「業務を行うこと。」を「事業」に改める。

第4条第2項中「市長が特に必要があると認めた」を「市長は、特に必要があると認める」に改める。

第5条第1項第1号中「毎週」を削り、同条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第6条第1項中「利用しようとする者」の次に「又は団体」を加え、同条第2項中「管理上」を「センターの管理上」に改める。

第7条の見出しを「（利用の制限）」に改め、同条中「一に該当すると認める」を「いずれかに該当する」に改め、同条第1号から第4号までの規定中「認められる」を「認める」に改める。

第8条中「第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が」及び「と認めるとき、又は管理上支障があると認める」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 第6条第1項の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

第8条第3号中「虚偽」を「利用者が虚偽」に改め、同条第4号中「必要があると認められる」を「必要がある」に改め、同条第5号中「認められる」を「認める」に改める。

第10条の見出しを「（入館の制限）」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条第1項中「センターの」を削り、「額を、使用料として納めなければならない」を「額の使用料を納付しなければならない」に改める。

第12条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第6号中「必要がある」を「必要」に改める。

第14条第6項中「センターの利用者」を「利用者」に改める。

第16条第1号中「に掲げる」を「に規定する事業の実施に関する」に改める。

第17条第1項中「センターの利用者は、利用料金」を「利用者は、指定管理者に対し利用料金」に改める。

第18条第1項中「利用に係る」を「当該利用に係る」に改め、同条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第11条、第17条関係）

区分	施設使用料（開館時間内）	冷暖房使用料 (1時間当たり)
第1和室	1時間当たり 400円	100円
	1団体1泊当たり 4,000円	
第2和室	1時間当たり 400円	100円
	1団体1泊当たり 4,000円	
第1研修室	1時間当たり 200円	100円
第2研修室	1時間当たり 200円	100円
	1団体1泊当たり 2,000円	
第3研修室	1時間当たり 200円	100円
	1団体1泊当たり 2,000円	
調理実習室	1時間当たり 400円	100円
トレーニングルーム	1人2時間当たり 300円	100円
浴室	1人2時間当たり 300円	100円
展示館	展示室 1日当たり 500円	100円
	体験コーナー 1時間当たり 100円	100円
	調理実習室 1時間当たり 200円	100円
	作業室 1時間当たり 100円	100円

備考

- 次の各号のいずれにも該当しない者がセンターを利用する場合は、この表

に定める使用料の3割増しの額とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市コミュニティーセンターライフセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第72号

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例（平成18年嬉野市条例第20号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例（平成18年嬉野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に掲げるセンターの施設及び設備を利用しようとするもの」を「センターの施設及び設備のうち別表に掲げるものを利用しようとする者又は団体」に改める。

第5条の見出し中「許可の基準」を「制限」に改め、同条中「該当すると認めるとき」を「該当するとき」に改め、同条第1号及び第2号中「おそれがある」の次に「と認める」を加え、同条第4号を次のように改める。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

第6条の見出し中「許可」を「利用許可」に改め、同条中「第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が」及び「と認める」を削り、同条第1号中「この条例」を「第4条第1項の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）がこの条例」に改め、「規則」の次に「の規定」を加え、同条第2号中「許可」を「利用者が許可」に改め、同条第3号中「虚偽」を「利用者が虚偽」に改め、同条第6号中「必要がある」を「必要と認める」に改める。

第8条第1項中「センターの利用者」を「利用者」に改める。

第9条第1号中「主催」を「主催し」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「必要がある」を「必要」に改める。

第11条第3項中「行う期間前」を「行うこととされた期間前」に改める。

第14条第1項中「センターの管理を指定管理者が行う場合は、センターの利用者」を「第11条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者」に、「、利用料金」を「利用料金」に改める。

第15条第1項中「終了したとき」を「終了し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第8条、第14条関係）

区分	使用料（1人1時間当たり）
集会室	200円

和室（A）	200円
和室（B）	200円
調理室	200円

備考

- 1 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体がセンターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第73号

嬉野市公会堂条例の一部を改正する条例について

嬉野市公会堂条例（平成18年嬉野市条例第62号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公会堂条例の一部を改正する条例

嬉野市公会堂条例（平成18年嬉野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しようとする者」を「利用しようとする者又は団体」に改める。

第4条の見出しを「（利用の制限）」に改め、同条第1項中「使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる」を「利用を許可しない」に改め、同項第2号中「附属物」を「附属品」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「必要と認めるとき」を「支障があるとき」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項を削る。

第11条を第12条とし、第10条中「使用者」を「利用者」に、「滅失し、又は損傷したとき」を「損傷し、又は滅失したとき」に改め、「その損害を」の次に「市に」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項中「使用者」を「利用者」に、「公会堂の使用」を「公会堂の利用」に、「その使用」を「当該利用」に改め、同条第2項中「使用者が、前項」を「利用者が前項」に、「市長がこれを」を「市長は、これを」に、「費用は、当該使用者」を「費用を当該利用者」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条中「市長が特に必要と認めた場合」を「市長は、特に必要と認めるとき」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料）

第7条 公会堂の利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第6条を削り、第5条中「使用者」を「利用者」に、「しようとするとき」を「設置しようとするとき」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用許可の取消し等）

第5条 市長は、前条の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し又は利用の制限によって、利用者が被った損害について、その責めを負わないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料	利用時間
大ホール	1時間当たり 1,100円	午前7時から
会議室	1時間当たり 200円	午後10時まで
控室	1時間当たり 200円	
冷暖房設備	大ホール 会議室、控室	1時間当たり 500円 1時間当たり 100円
備品	放送設備（一式） プロジェクタ	1回当たり 1,000円 1回当たり 1,000円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。以下同じ。）以外の者又は団体が公会堂を利用する場合は、この表による使用料に3割の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 4 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。
- 5 利用者が宣伝又は営利を目的として公会堂を利用する場合は、この表による使用料に20割（市内居住者以外の者が宣伝又は営利を目的として公会堂を利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。
- 6 利用者が特別の設備を設置して利用する場合は、この表による使用料のほか、電気料金及び水道料金の実費相当額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市公会堂条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第74号

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年嬉野市条例第83号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年嬉野市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者は」を「ものは」に、「該当する者」を「該当する者で構成される団体」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「本市」を「市内」に改める。

第4条中「者」を「団体」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（使用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用を許可しない。

- (1) 第1条の趣旨に反して使用するとき。
- (2) 政治的、宗教的活動のために使用するとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき。
- (4) 開放施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において適当でないと認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 教育委員会は、第4条の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定に基づく許可の取消し等によって、使用者が被った損害について、その責めを負わないものとする。

第8条及び第9条を削り、第7条の見出しを「（使用料の減免）」に改め、同条第1号中「共催する行事に」を「他の団体と共催する行事に施設を」に改め、同条第2号中「供するため」を「供するために施設を」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

（目的外使用等の禁止）

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、開放施設の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 開放施設の使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第10条を次のように改める。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により開放施設を使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11条の見出しを「(原状回復義務)」に改め、同条中「開放施設を使用した者」を「使用者」に、「復さなければならない」を「回復しなければならない」に改める。

第12条中「開放施設を使用した者」を「使用者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	使用料
屋外運動場	無料
学校体育館	1時間当たり 400円
学校プール	無料

備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 75 号

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について

嬉野市公民館条例（平成 18 年嬉野市条例第 85 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 12 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市が設置する」を削る。

第3条第1項中「、職員」を「及びその他の職員」に改める。

第5条第3項ただし書中「前任者」を「、前任者」に改める。

第7条第2項及び第3項を削る。

第8条を次のように改める。

（利用の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公民館の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、公民館の利用について、3日を超える継続利用は許可しないものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

第9条の見出しを「（利用許可の取消し）」に改め、同条第1項第2号中「利用者」を「第7条の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく許可の取消しによって利用者が被った損害について、賠償の責めを負わないものとする。

第10条第1項中「しようとするとき」を「設置しようとするとき」に改め、同条第2項を削る。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「損害を」の次に「市に」を加え、同条を第15条とする。

第13条中「市長は、特に」を「市長が特に」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条中「使用料を納入しなければならない」を「額の使用料を納付しなければならない」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用目的の変更等の禁止）

第11条 利用者は、公民館の利用の目的を許可なく変更してはならない。

2 利用者は、公民館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分	施設使用料	冷暖房使用料 (1時間当たり)	
嬉野市塩田公民館	第1研修室 第2研修室 第3研修室 第4研修室 第5研修室 視聴覚室 第1学習室 第2学習室 栄養相談室	1時間当たり 200円	100円
	大集会室	1時間当たり 600円	500円
	講座室1 講座室2	1時間当たり 100円	100円
	2階学習室1 2階学習室2 2階学習室3 2階学習室4		
	実習室	1時間当たり 200円	—
	3階学習室	1時間当たり 100円	—
	3階大会議室	1時間当たり 200円	100円
	和室	1時間当たり 100円	100円
	ガス使用料	コンロ1基当たり 300円 (1時間を超えた場合にあっては、 1時間ごとに50円を加算する。)	—

嬉野市吉田公民館	研修室	1時間当たり	200円	100円
	視聴覚室			
	実習室			
	和室			
	大会議室	1時間当たり	300円	300円
	ガス使用料	コンロ1基当たり (1時間を超えた場合にあっては、 1時間ごとに50円を加算する。)	300円	—

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の嬉野市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 76 号

嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

嬉野市歴史民俗資料館条例（平成 18 年嬉野市条例第 87 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 12 月 7 日提出

嬉野市長 谷口・太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

嬉野市歴史民俗資料館条例（平成18年嬉野市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び管理」を削り、同条中「設置し、及び管理に関し必要な事項を定めるものとする」を「設置する」に改める。

第4条から第6条までを削り、第7条中「教育委員会」を「嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第4条とする。

第8条の見出し中「及び許可の取消し」を削り、同条中「該当する場合」を「該当するとき」に、「利用を許可せず、又は利用の許可を取り消すことができる」を「資料館の利用を許可しない」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に、「必要と認めるとき」を「支障があるとき」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用許可の取消し）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

（入館の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 資料館の管理上支障があると認められる者
- (2) 資料館の管理上必要な指示又は指導に従わない者

（使用料）

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（観覧料）

第11条 資料館に展示した資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の企画により展示したときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条第4項を同条第5

項とし、同条第3項中「の定数」及び「、10人以内とし」を削り、「任命する」を「委嘱する」に改め、同項の次に次の1項を加え、同条を第14条とする。

4 委員の定数は、10人以内とする。

第12条中「、又は滅失し、汚損したとき」を「、滅失し、又は汚損したとき」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(資料の貸出し)

第12条 資料館に収集している資料は、原則として貸出しをしない。ただし、学術研究等のため、特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て貸出しを受けることができる。

別表を次のように改める。

別表 (第8条関係)

区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）
第2展示室	200円	100円
視聴覚・研修室	200円	100円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

2 利用者が市内居住者（市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。）以外の者である場合は、この表に定める額の3割増しの額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市歴史民俗資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 77 号

嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市文化センター条例（平成 18 年嬉野市条例第 86 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 12 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例

嬉野市文化センター条例（平成18年嬉野市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、市民」を「市民」に、「設置し、及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする」を「設置する」に改める。

第4条第1項中「利用しようとする者」の次に「又は団体」を加え、同条第2項中「規定により文化センターの利用を許可するに当たって、必要な条件」を「許可をする場合において、文化センターの管理上必要な条件」に改める。

第5条第4号中「支障があると認めるとき」を「支障があるとき」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条第1項中「利用者」を「第4条第1項の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）」に、「利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は許可を取り消すこと」を「利用の許可を取り消し、若しくは利用の条件を変更し、又は利用の中止を命ずること」に改め、同項第1号中「規則」の次に「の規定」を加え、同項第3号中「第5条各号」を「前条各号」に、「該当するに至った」を「該当する事由が生じた」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（特別の設備）

第7条 利用者は、文化センターに特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第8条 利用者は、文化センターの利用の許可を受けた目的以外に利用してはならない。

2 利用者は、文化センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第9条を次のように改める。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際（冷暖房及び器具等に係る使用料にあっては、利用する当日まで）に納付しなければならない。

第11条ただし書中「認めたときは、使用料の」を「認めるときは、その」に改

める。

第12条中「終了したときは、直ちに」を「終了し、又は第6条第1項の規定に基づく利用許可の取消し等の処分を受けたときは、当該利用に係る施設等を直ちに」に改め、同条後段を削る。

第13条中「場合」を「とき」に改め、「損害を」の次に「市に」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	使用料	
研修室1	1時間当たり	400円
研修室2	1時間当たり	400円
会議室	1時間当たり	550円
談話室	1時間当たり	400円
展示室（会議）	1時間当たり	400円
展示室（展示）	1日当たり	500円
トレーニング室	スポーツ	1時間当たり 300円
	スポーツ以外	1時間当たり 1,000円
冷暖房	2階	1時間当たり 100円
	3階	1時間当たり 500円

備考

- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の嬉野市文化センター条例の規定は、この条例の施行の

日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、
なお従前の例による。

議案第78号

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び管理」を削り、同条中「この条例は、市民」を「市民」に、「設置し、及び管理に関し必要な事項を定めるものとする」を「設置する」に改める。

第2条の表中不動プールの項を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付し」を「前項の許可をする場合において、体育施設の管理運営上必要な条件を付し」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条中「第9条に規定する」を削り、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条中「損害を」の次に「市に」を加え、同条を第15条とする。

第13条中「終了したとき」を「終了し、又は第6条第1項の規定に基づく利用許可の取消し等の処分を受けたとき」に改め、同条後段を削り、同条を第14条とする。

第12条を削り、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条第1項中「体育施設を利用する者」を「利用者」に、「使用料を納入しなければならない」を「額の使用料を納付しなければならない」に、「半額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」を「半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第8条中「対しては」を「対し」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（特別の設備）

第8条 利用者は、体育施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（利用目的の変更等の禁止）

第9条 利用者は、体育施設の利用の目的を許可なく変更してはならない。

2 利用者は、体育施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第6条及び第7条を削り、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の建物、設備、器具等（以下「設備等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、体育施設の管理運営上支障があるとき（天候その他の理由により、体育施設が利用に適しない場合を含む。）。

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) 災害その他不可抗力によって利用できなくなったとき。
- (3) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。

2 市は、前項の規定に基づく取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の責めを負わないものとする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第11条関係）

嬉野市社会体育館使用料

区分	使用料（1時間当たり）
1面	300円
半面	150円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第2（第11条関係）

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

区分		使用料（1時間当たり）
本館	体育の催物のための利用	800円
	その他の催物のための利用	2,400円
別館	本館と併用の場合	200円
	単独利用の場合	400円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
 - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 練習のため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。
- 8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。

2 嬉野市体育館の試合利用に係る使用料

区分	使用料（1時間当たり）
バスケットボール（一式）	320円
バレーボール（一式）	320円

バドミントン（一式）	160円
卓球（一式）	50円
体操	1種目当たり 100円
体育器具を利用しない場合	1人当たり 20円

備考

- 1 この表は、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が結成したスポーツクラブが試合のために利用する場合に適用する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 3 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 嬉野市体育館の練習使用料

区分	使用料（1時間当たり）
バスケットボール（1面）	200円
バレーボール（1面）	200円
バドミントン（1面）	150円
卓球（1台）	100円
体操	1人当たり 20円
剣道	1人当たり 20円
柔道	1人当たり 20円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 午後5時以降利用の場合は、この表による使用料に5割の額を加算する。
- 4 電灯を使用する場合は、1時間当たり300円を加算する。
- 4 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備（一式）	500円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用

者の負担とする。

5 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第3（第1・1条関係）

1 不動ふれあい体育館使用料

区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	200円
和室	200円
調理室	200円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
 - 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 2 不動ふれあい体育館冷暖房及びガス使用料

区分	使用料
冷暖房使用料	1時間当たり 100円
ガス使用料（コンロ1基）	300円 (1時間を超えた場合にあっては、1時間ごとに50円を加算する。)

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第4（第1・1条関係）

区分	使用料
吉田地区運動広場	
嬉野ゲートボール場	無料

大野原運動広場

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第79号

嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市立学校運動場照明施設条例（平成18年嬉野市条例第90号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例

嬉野市立学校運動場照明施設条例（平成18年嬉野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び管理」を削り、同条中「この条例は、市民」を「市民」に、「設置し、及び管理に関し必要な事項を定めるものとする」を「設置する」に改める。

第3条の見出し中「及び制限」を削り、同条第1項中「利用しようとする者」の次に「又は団体」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第4条を次のように改める。

(利用の制限)

第4条 教育委員会は、原則として試合のために必要な場合に限り、照明施設の利用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 学校の建物、設備、器具等（以下「設備等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校及び照明施設の管理運営上支障があるとき。

2 同一の者又は団体の利用は、週に2日を超える、又は連続してはならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第1項中「該当すると認めるとき」を「該当するとき」に、「その利用を停止させること」を「その利用の停止を命じること」に改め、同項第1号中「第3条第2項」を「前条第1項各号」に改め、同条第2号中「利用できなくなったとき」を「照明施設を利用することができなくなったとき」に改め、同項第3号中「利用者」を「第3条の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し等によって、利用者が被った損害について、賠償の責めを負わないものとする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第11条 利用者は、学校の設備等及び照明施設等を損傷し、又は亡失したときは、

これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるとときは、この限りでない。

第9条を削り、第8条中「認めた場合」を「認めるとき」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条中「使用料を納入しなければならない」を「額の使用料を納付しなければならない」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(利用目的の変更等の禁止)

第6条 利用者は、照明施設の利用の目的を許可なく変更してはならない。

2 利用者は、照明施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料	
吉田中学校運動場照明施設 五町田小学校運動場照明施設	1時間当たり	2,000円
	1時間30分当たり	3,000円
	2時間当たり	4,000円
	2時間30分当たり	5,000円
	3時間当たり	6,000円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

2 使用料の算定に当たっては、その利用に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市立学校運動場照明施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第80号

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市老人福祉センター条例（平成18年嬉野市条例第103号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

嬉野市老人福祉センター条例（平成18年嬉野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（事業）」に改め、同条中「老人福祉センター」の次に「の事業」を加え、「事業を行う」を「とおりとする」に改め、同条第1号中「、指導」を「及び指導」に改め、同条第2号中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

第4条第1項中「60歳以上の者」を「者（以下「市内居住者」という。）で、60歳以上のもの」に改め、同条第2項中「60歳未満の者、市外居住者についても必要があると認めるときは、老人福祉センター」を「、必要があると認めるときは、市内居住者で60歳未満のもの又は市外に住所を有する者（以下「市外居住者」という。）に老人福祉センター」に改める。

第5条中「午前9時から午後4時30分まで」を「午前8時30分から午後5時まで」に改める。

第6条第5号中「翌年」を「翌年の」に改める。

第7条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第2項を削る。

第9条を削り、第8条の見出しを「（利用許可の取消し等）」に改め、「許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずること」を「利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずること」に改め、同条第1号中「老人福祉センターの利用者」を「第7条の許可を受けた者」に改め、「利用の目的に違反したとき」を「利用目的以外の目的に利用したとき」に改め、同条第4号中「、必要があると認められるとき」を「必要があるとき」に改め、同条第5号中「、必要があると認められるとき」を「必要があると認めるとき」に改め、同条第6号中「、特に必要があると認められるとき」を「特に必要と認めるとき」に改め、同条第2項中「前項の規定により、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市は、その賠償」を「市は、前項の規定に基づく許可の取消し等によって、利用者が被った損害について、賠償」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人福祉センターの利用

を許可しないことができる。

- (1) 感染症の疾患等を有し、他の利用者に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 老人福祉センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、老人福祉センターの管理上支障があるとき。

第10条中「市長は、利用者に別表」を「利用者は、別表」に、「利用する日までに納付させなければならない」を「その利用する日までに納付しなければならない」に改める。

第12条中「既に納付された」を「既納の」に改め、「原則として」を削り、「認めたとき」を「認めるとき」に改める。

第13条を削り、第14条第2項中「当該指定管理者が必要があると認めるとき」を「当該指定管理者は、必要があると認めるとき」に改め、同条第3項中「第7条、第8条及び第10条から第13条まで」を「第7条から第12条まで及び第18条」に改め、同条第4項及び第5項中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1号中「掲げる」を「規定する事業の実施に関する」に改め、同条第2号中「利用許可」を「利用の許可」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 老人福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

第15条を第14条とし、第16条第1項を次のように改める。

第10条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、老人福祉センターの利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

第16条第2項中「額は」の次に「、別表に定める額の範囲内において」を加え、同条第3項中「、利用料金」を「利用料金」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（原状回復義務）

第17条 利用者は、施設及び設備の利用を終了し、又は第9条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、当該利用に

係る施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第18条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、故意又は過失により老人福祉センター施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第15条関係）

区分		施設使用料（1室）	冷暖房使用料（1室）
嬉野市塩田老人福祉センター	60歳以上	市内居住者 1人1日当たり 100円	無料 無料
	60歳未満	1人1時間当たり 200円	1時間当たり 300円
	嬉野市嬉野老人福祉センター	1人1日当たり 100円	—

備考 表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第81号

嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市研修センター条例（平成18年嬉野市条例第120号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例

嬉野市研修センター条例（平成18年嬉野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条中「利用しようとする者」の次に「又は団体」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) 利用しようとする者（団体にあっては、その代表者又は責任者）の住所及び氏名

第4条の見出し中「制限等」を「制限」に改め、同条中「利用を許可せず、又は利用の許可の取消しをすることができる」を「センターの利用を許可しない」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「必要と認める」を「支障がある」に改め、同号を同条第6号とする。

第5条を次のように改める。

(利用許可の取消し)

第5条 市長は、第3条第1項の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の取り消すことができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

第9条を削り、第8条の見出しを「（使用料の不還付）」に改め、同条中「既に納付した」を「既納の」に改め、同条ただし書中「特に必要と認めた場合」を「市長が特に必要と認めるとき」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の見出しを「（使用料）」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を第7条とする。

利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

(特別の設備)

第6条 利用者は、センターに特別の設備の設置をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、センターの施設、備品等を変形し、又は損害を加えることはできない。

第10条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条第1項中「直ちに」を「当該利用に係る施設等を直ちに」に改め、同条第2項中「前項の義務」を「前項に規定する原状回復義務」に改める。

第11条中「センター」を「利用者は、センター」に、「利用者は、その損害額を」を「その損害額を市に」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
五町田研修センター	第1研修室（1階）		
久間研修センター	第2研修室（2階）		
	第3研修室（2階和室）	100円	100円
大草野研修センター	小会議室（1階）		
	大会議室（2階）		

備考

- 1 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の嬉野市研修センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第82号

嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

嬉野市ふれあいセンター条例（平成18年嬉野市条例第121号）の一部を別紙
のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

嬉野市ふれあいセンター条例（平成18年嬉野市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ふれあいセンター」の次に「（以下「センター」という。）」を加える。

第2条中「ふれあいセンター」を「センター」に改める。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

第4条中「利用しようとする者」の次に「又は団体」を加える。

第5条の見出し中「制限等」を「制限」に改め、同条中「該当する場合は、利用を許可せず、又は利用の許可の取消しをすることができる」を「該当するときは、センターの利用を許可しない」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「必要と認めるとき」を「支障があるとき」に改め、同号を同条第6号とする。

第11条を第12条とし、第10条中「その損害額を」の次に「市に」を加え、同条を第11条とする。

第9条を削り、第8条の見出し中「還付」を「不還付」に改め、同条中「既に納付した使用料」を「既納の使用料」に改め、同条ただし書中「認めた場合」を「認めるとき」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を削り、第5条の次に次の3条を加える。

（許可の取消し等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第7条 利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	施設使用料		冷暖房使用料 (1時間当たり)
技術伝承室 生きがい開発室	1時間当たり	100円	100円
地域特産開発室	みそ加工 1回当たり	600円	—
	その他 1回当たり	200円	

備考

- 1 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の嬉野市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第83号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所在地」を「位置」に改める。

第6条中「認められる場合」を「認めるとき」に、「認められる場合においては」を「認めるときは」に改める。

第11条を次のように改める。

（使用料）

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、当該利用の許可の際（嬉野総合運動公園プール又は轟の滝公園プールの一般利用にあっては、入場の際）、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない者が、第3条各号に規定する行為をする場合又は有料公園施設を占有利用する場合の使用料は、前2項に定める額の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）とする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に所在する事業所等に勤務する者

(3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

第12条ただし書中「場合」を「ときは」に改める。

第13条第2項中「場合においては」を「ときは」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「場合」を「とき。」に改める。

第15条中「場合においては」を「ときは」に改める。

第19条第2項中「偽りその他不正な手段」を「詐欺その他不正の行為」に、「免れた額」を「免れた金額」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称	利用時間
嬉野総合運動公園（御幸公園）	嬉野総合運動公園みゆき記念館 嬉野総合運動公園プール	午前7時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)
	嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球技場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコート	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきグラウンド・ゴルフ場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場	午前7時から午後9時30分まで
鷹ノ巣公園	鷹ノ巣公園テニスコート	午前7時から午後9時まで
轟の滝公園	轟の滝公園球場 轟の滝公園プール	午前7時から午後9時30分まで 午前9時から午後4時30分まで

別表第2（第11条関係）

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	使用料（1日当たり）
行商、募金その他これらに類する行為	1人又は1平方メートル当たり 25円
業として写真又は映画を撮影する行為	1人当たり 40円

興行	1 平方メートル当たり	15 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	1 平方メートル当たり	10 円

2 公園施設を設ける場合

区分	使用料
売店その他	その都度市長が定めるところによる

3 公園施設を管理する場合

区分	使用料
売店その他	その都度市長が定めるところによる

4 公園を占用する場合

区分	使用料
占用物件	嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の別表に定めるそれぞれの種別についてその占用料の1.2倍の額

別表第3（第11条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館

区分	使用料（1時間当たり）
会議室	300円
ホール	200円
茶室	350円
冷暖房設備	1室当たり 100円

(2) プール

区分	使用料
一般利用 一般、大学生、専門学校生及び高校生	1人1回当たり 150円
	小・中学生 1人1回当たり 100円
占用利用	1時間当たり 500円

(3) 多目的運動広場

区分	使用料（1時間当たり）
2分割で半面	150円

(4) みゆき球場

区分	高校生以下	一般、大学生及び専門学校生	プロ野球等
野球場	入場料を徴収しない場合 (1時間当たり)	400円	800円 2,800円
	入場料を徴収する場合 (半日当たり)	2,500円	最高入場料× 25人分 最高入場料× 100人分
野球場 施設	スコアボード（1時間当たり）	250円	500円 1,000円
	選手控室（1時間当たり）	150円	250円 300円
	会議室（1時間当たり）	150円	250円 300円
	ピッティングマシン（1時間当たり）	100円	200円 500円
	シャワー（1人1回）	100円	100円 100円
	冷暖房設備（1室1時間当たり）		100円

(5) みゆき球技場

区分	使用料（1時間当たり）
高校生以下	300円
一般、大学生及び専門学校生	600円

(6) みゆきテニスコート

区分	使用料（1時間当たり）
高校生以下	100円
一般、大学生及び専門学校生	200円

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

区分	使用料
全面（3時間）	1人当たり50円（20人以上にあって

(は、1,000円)

(8) みゆきクラブハウス

区分		使用料	
ミーティングルーム	高校生以下	1時間当たり	150円
	一般、大学生及び専門学校生	1時間当たり	300円
レクチャールーム	高校生以下	1時間当たり	150円
	一般、大学生及び専門学校生	1時間当たり	300円
冷暖房設備		1室1時間当たり	100円
放送設備		1回当たり	600円

(9) 全天候型屋内多目的広場

区分		使用料（1時間当たり）
施設	高校生以下	250円
	一般、大学生及び専門学校生	500円
照明設備		200円

2 鷹ノ巣公園使用料

鷹ノ巣公園テニスコート（1時間当たり）

区分		使用料 (1面当たり)
テニスコート	高校生以下	100円
	一般、大学生及び専門学校生	200円
照明設備（照明カード）		500円

3 蟲の滝公園使用料

(1) 蟲の滝公園球場

区分		使用料
施設	高校生以下	1時間当たり 200円
	一般、大学生及び専門学校生	1時間当たり 300円
照明設備		30分当たり 1,500円

(2) 蟲の滝公園プール

区分	使用料

一般利用	幼児（4歳以上）、小学生	1人1回当たり	100円
占用利用		1時間当たり	500円

備考 1の表から3の表までに定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第84号

嬉野市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公共施設に係る使用料等の統一を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、地方自治法」を「地方自治法」に、「設置し、及び管理について必要な事項を定めるものとする」を「設置する」に改める。

第5条中「認められる場合」を「認めるとき」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第7条の見出しを「（特定施設）」に改め、同条第2項中「利用しようとする者」の次に「又は団体」を加え、同条第3項中「特定施設の利用は、同一の者又はチームの利用が週に」を「同一の者又は団体による特定施設の利用は、週に」に改める。

第8条の見出しを「（利用権の譲渡等の禁止）」に改め、同条中「受けた者」の次に「又は団体」を加える。

第9条第1項を次のように改める。

第4条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。

第9条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第11条の見出しを「（使用料の不還付）」に改め、同条中「返還しない」を「還付しない」に改める。

第12条中「その利用を終わった」を「施設の利用を終了した」に改める。

第16条第2号中「同条同項各号」を「同項各号」に改める。

第17条中「偽りその他不正な手段」を「詐欺その他不正の行為」に、「免れた額」を「免れた金額」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第9条関係）

区分		使用料	
北部公園	多目的広場		無料
	野球場	高校生以下 1時間当たり	300円

	一般	1 時間当たり	600円
野球場照明		30分当たり	1,500円
冷暖房設備		1室1時間当たり	100円
ピッティングマシン	高校生以下	1時間当たり	100円
	一般	1時間当たり	200円
和泉式部公園	野外ステージ照明	1時間当たり	100円
	配電盤電気設備	1時間当たり	100円
中央公園	多目的広場	1時間当たり	150円
	多目的広場照明 8基点灯	1時間当たり	2,000円
	6基点灯	1時間当たり	1,800円
	5基点灯	1時間当たり	1,700円
	4基点灯	1時間当たり	1,600円
	テニスコート	1コート1時間当たり	200円
	テニスコート照明	1コート1時間当たり	500円

備考

- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 使用料の算定に当たって、単位時間に満たない利用時間は、単位時間とする。
- 次の各号のいずれにも該当しない者が公園を利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額とする。
 - 市内に居住する者
 - 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
 - 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

別表第2単位の欄中「1平方メートル 1日」を「1日1平方メートル当たり」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の嬉野市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第85号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市営嬉野温泉公衆浴場 |
| 2 指定管理者の名称 | 社団法人 嬉野温泉観光協会 |
| 3 指定管理者の指定期間 | 平成25年4月 1日から
平成28年3月31日まで |

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第 86 号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約
の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 31 日をもって、神埼地区消防事務組合を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び第3条第7号に関する事務の項中「鹿島・藤津地区衛生施設組合 神埼地区消防事務組合」を「鹿島・藤津地区衛生施設組合」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 87 号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正に伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010
012号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田丁4829番地1

氏 名 戸田 安之

昭和23年1月8日生

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、
議会の意見を求める。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿乙1253番地

氏 名 藤田 タキヨ

昭和27年1月8日生

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、
議会の意見を求める。

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字谷所甲1041番地

氏 名 小笠原 愛子

昭和28年4月27日生

平成24年12月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、
議会の意見を求める。